

【日光市農作物等獣害防護対策事業費補助金について】

日光市では、獣害を受けている農業者の方が、防護柵の設置など、農作物への獣害対策を行う場合に補助金を交付いたします。希望される方は下記の内容をよくお読みいただき申請してください。

(1) 補助対象者

次の1～4をすべて満たす方が補助金の交付を受けることができます。

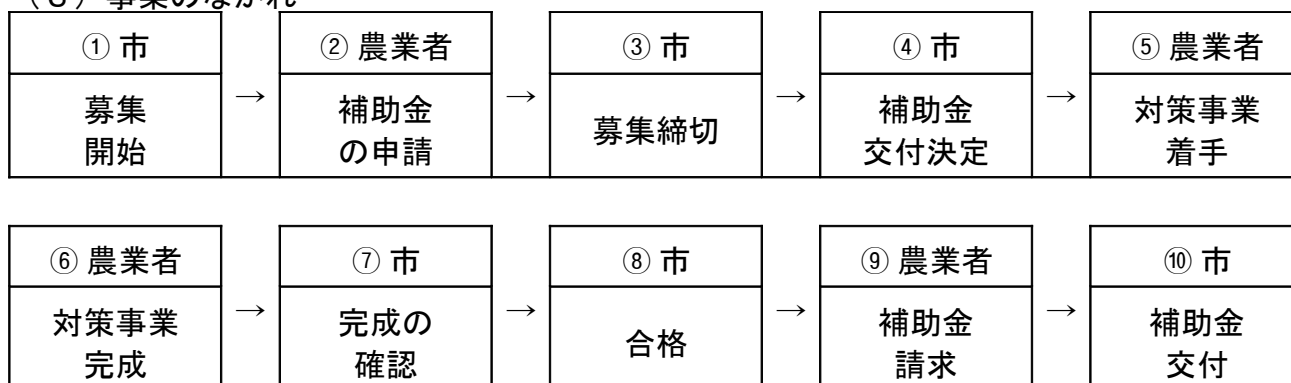
1. 獣害防護対策を行う農業者かそのグループであること。
2. この補助金を本人や同世帯の方が以前に受けたことがないこと
3. 新規に防護対策を行う、または、全部を改修すること
4. 市税及び公共料金を完納していること



(2) 補助対象と補助率

補助対象事業		事業区分	対象獣害	補助金額
対象面積	対象経費			
対象農地面積が10a以上	防護柵設置等獣害防護対策に係る資材等材料費のみ ※設置における手数料・人件費等は対象になりません。	個人	イノシシ	対象経費の3分の2以内の額又は <u>30,000円</u> のいずれか低い額
			シカ、サル	対象経費の3分の2以内の額又は <u>300,000円</u> のいずれか低い額
		グループ	イノシシ	対象経費の3分の2以内の額又は共同実施農業者1人につき <u>50,000円</u> を乗じて得た額のいずれか低い額
			シカ、サル	対象経費の3分の2以内の額又は共同実施農業者1人につき <u>300,000円</u> を乗じて得た額のいずれか低い額

(3) 事業のながれ



《裏面もお読みください》

(4) 必要書類

事業のながれのなかで次の書類が必要です。

②補助金の申請をするとき

1. 補助金等交付申請書
2. 獣害防護対策事業計画書（対策を行う場所や規模等の確認します）
3. 実施設計書（導入する機材や設置方法等、具体的な内容を確認します）
※実施位置図、見積書、購買資材等のカタログ等を添付してください。
4. 市税及び公共料金の納付状況に関する調査の同意書
（市税や公共料金を完納されているかを調査することに同意していただきます）
5. その他必要とされたもの

⑤対策事業に着手したとき

- ・補助事業等着手届

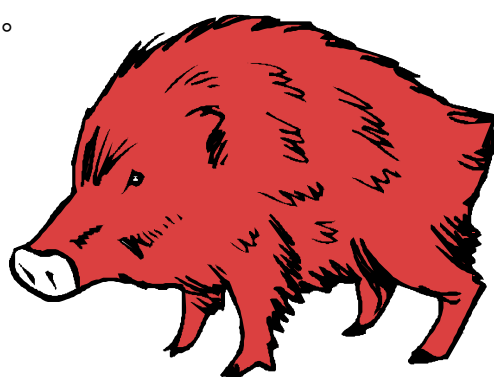
⑥対策事業を完了したとき

※完了してから30日以内に提出してください。

1. 獣害防護対策事業実績書
2. 事業実績書
3. 出来高設計書
4. 領収証の写し
5. 対策結果がわかる写真
（対策前と対策後、資材の写真）
6. その他必要とされたもの

⑨補助金を請求するとき

- ・補助金等交付請求書



(5) ご注意

- ・補助金の交付決定される前に設置したものは、補助金の対象になりません。
事前着工はしないでください。
- ・『個人で柵を設置したために近隣の農地の獣害が拡大してしまった』等、後々トラブルにならないよう考慮してから実施してください。近くに農地を持つ農業者と協力して広範囲に実施するとより効果的ですし、一人当たりの補助金の限度額も大きくなります。
- ・電気柵等を設置したときは、危険な旨を看板で周知する等して事故を防いでください。

